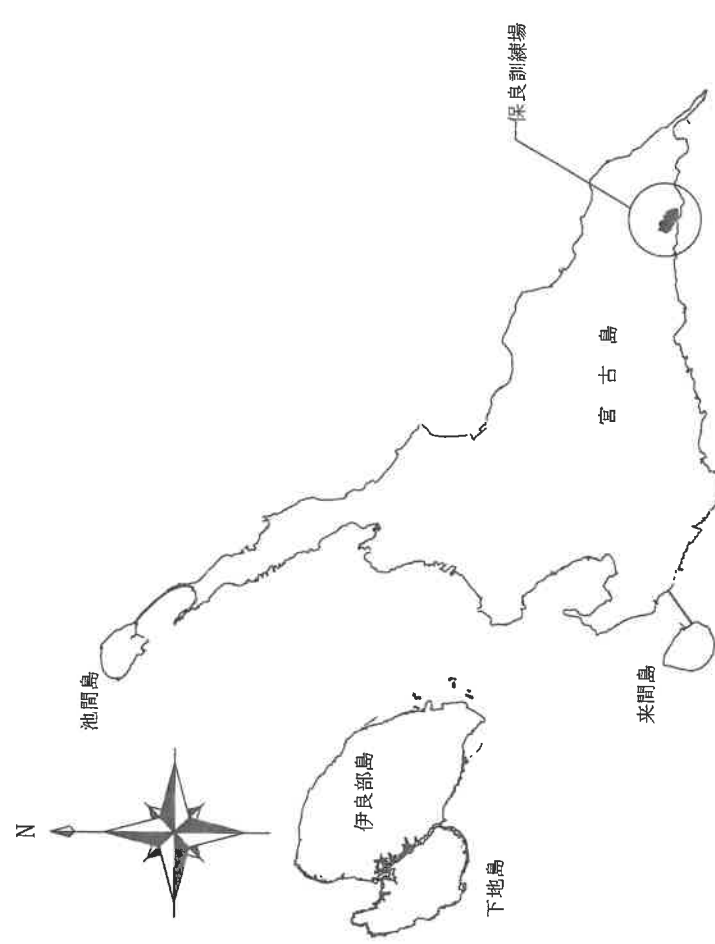


# 特記仕様書

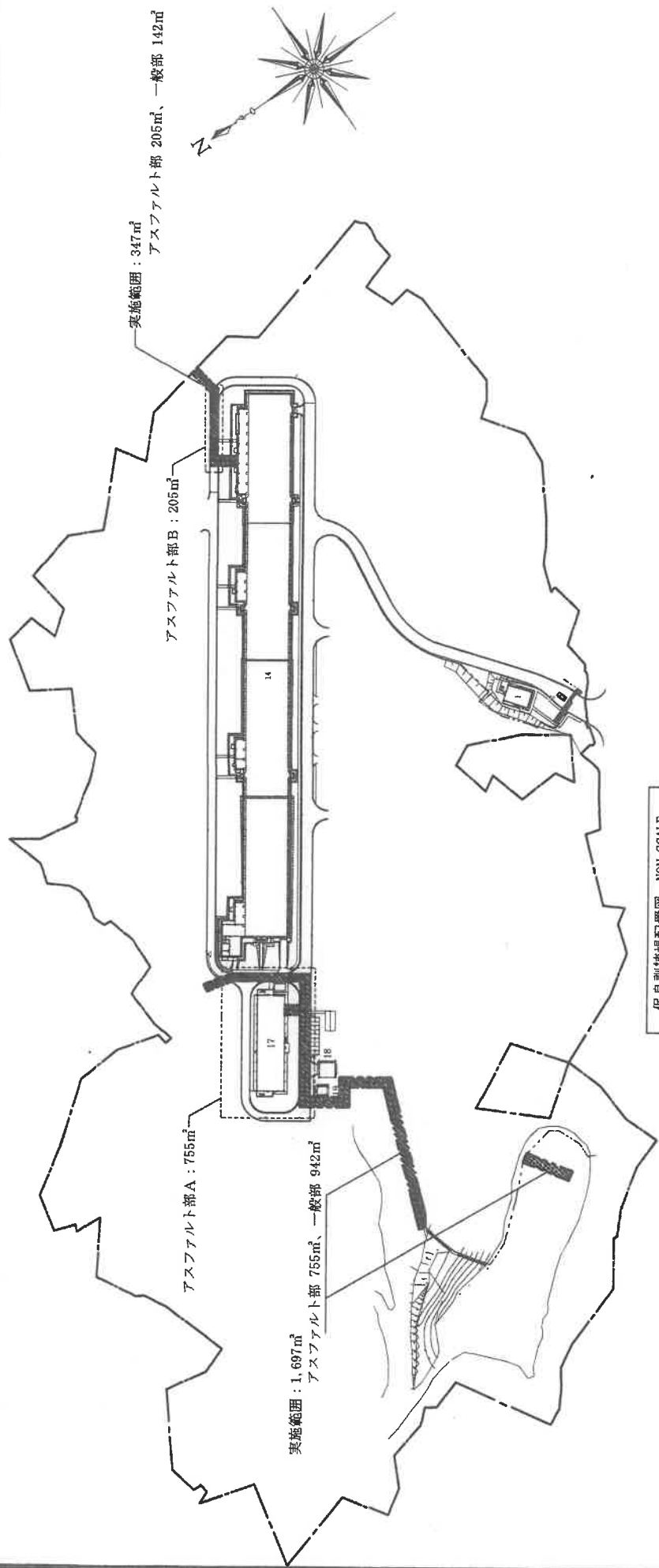
- (15) 役務に伴い以下の書類を提出する。  
 ア 必要資格の免状等の写し  
 イ 普通労働者保険（危険担保特約項目付）または労働災害総合保険  
 ウ 生産物賠償責任保険契約証（保険期間は契約後3年以内）  
 エ 原記録（水平探査・確認探査）ペン走行速度、紙送り速度、使用レンズを記載  
 オ 現場写真 確認された磁気異常物全写真含む  
 カ 探査工日報  
 ク 報告書類：異常点位置図（S=1/1000）、異常点測定一覧表、探査側線図、説明文他  
 ケ 産棄物処分関係書類（写し）  
 コ その他監督官の指示する書類



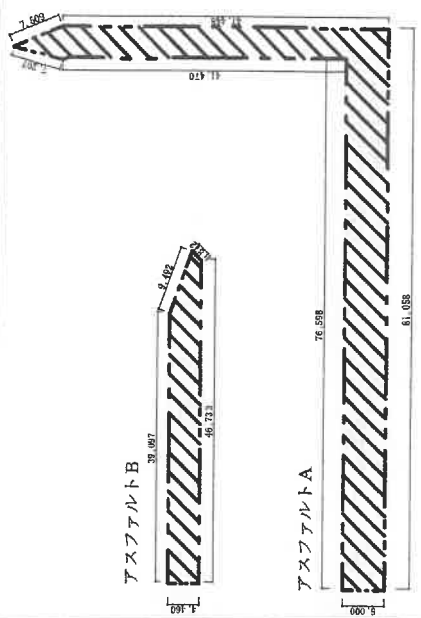
- 1 件名 宮古島(7) 保良訓練場磁気探査
- 2 場所 陸上自衛隊保良訓練場 沖縄県宮古島市城辺字保良390
- 3 納期 契約日の翌日から令和8年3月31日まで
- 4 一般事項
- (1) 本役務は本仕様書に基づき実施するほか、沖縄県磁気探査業務共通仕様書による。
- (2) 請負者は仕様書及び現地において、相違・疑義あるいは不明な点が生じた場合は、監督官と協議しその指示に従うこと。
- (3) 清掃中における火災予防、労働安全及び在来施設等の保護には、十分注意を払うものとし、破損した場合、請負者の責任において速やかに原形に復旧する。
- (4) 請負者は作業完了後、現場の整理整頓、清掃を実施する。
- (5) 駐屯地及び訓練場への立入りのために必要な手続き及び駐屯地規則の厳守の徹底  
 ア 駐屯地及び訓練場への立入り及び行動（出入門手続・火器取扱い・通行路等）は、当該駐屯地の規則（部隊諸規則）及び関係者の指示を厳守して行うものとし、施工地域以外への立入りを禁止する。  
 なお、やむを得ず当該地域以外への立入りを必要とする場合は、所定の手続きを行う。
- (6) 区域内における車両の通行ルートの安全対策については、受注者において十分管理するものとする。
- (7) 区域内の施設等に損傷を与えないよう十分注意して施工すること。万一破損等させた場合は速やかに本役務に際して本仕様書に明記なき事項についても作業上当然処置すべき事項は、請負者で実施する。
- (8) 作業時間  
 本役務における作業時間は8時30分から17時までとする。ただし、これを超える時間については、監督官と協議の上、実施する。
- (9) 本仕様書の写真は、カメラ（カラ）又はデジタルカメラ（総画素数80万画素数以上及びリアル形式JPEG）を使用し、着事前、施工中、完成時及び監督官の指示するところを撮影し、監督官に提出すること。
- (10) 本役務では原則として訓練場の用水、電力の使用はできない。
- 5 特記事項
- (1) 探査箇所数については下記による。  
 表層探査 2,044㎡ (1,697㎡ 1箇所、347㎡ 1箇所)  
 経層探査 4,088㎡ (3,384㎡ 1箇所、694㎡ 1箇所)
- (2) 水平探査は5inch砲弾使用とし、1箇所当たり2m×2m (G1-0.5m) の探査範囲とする。
- (3) 本探査の結果、磁気量が0.7μWb以上の異常点については、発掘し、確認探査まで実施するものとし、後日清算するものとする。また、探査中0.7μWb未満の磁気量であっても解析結果から不発弾の恐れのあるものについては発掘し、確認探査まで行うこととするが、その経費については請負者の負担とする。
- (4) 本探査の実施にあたり、地形及び地質等の状況により探査範囲等の変更の必要が認められる場合は、監督官と協議するものとする。
- (5) 本探査に使用する磁気探査機は大型砲弾及び砲弾 (250kgf以上) で深度-2.0m、小型砲弾 (50kgf以上) 等で深度-1.0mまで探査できる性能を有しているものとする。
- (6) 本探査の実施にあたっては、事前に施工計画書を監督官に提出し承諾を得るものとする。
- (7) 本探査の実施中に測定された異常点は、正確な位置を平面図に記入し、監督官に報告するものとする。
- (8) 本探査実施中に不発弾を発見した場合は、バリケード等の安全対策をおこなうと共に、速やかに監督官に報告するものとする。
- (9) 本探査の実施場所が新層等による磁気変化の影響を受けやすい場所である場合は、探査結果が明確にならない等の問題が生じると予想される場合は、その影響をなくすよう工夫するとともに、報告するものとする。
- (10) 探査中または、発掘中の不発弾等の事故については、事前に監督官に報告し、監督官に報告するものとする。
- (11) 提出された報告書に疑義がある場合は、再調査を実施し、再調査を要するものとする。
- (12) 作業責任者は次のいずれかにおいてあるものとする。  
 ア 港湾海洋調査士（危険物探査部門）の資格を有する技術者  
 イ 磁気探査士（沖縄県磁気探査協会認定）の資格を有する技術者  
 ウ 地質調査士の資格又は測量士（補）の資格を有し、かつ磁気探査の経験を有する技術者  
 (13) 確認掘削・確認探査を行う技術者は、火薬類取締保安責任者（甲または乙種）の資格を有する技術者と  
 する。
- (14) 探査に伴う掘削・復旧は請負者の負担により実施し細部は図面による。

位置図 NON SCALE

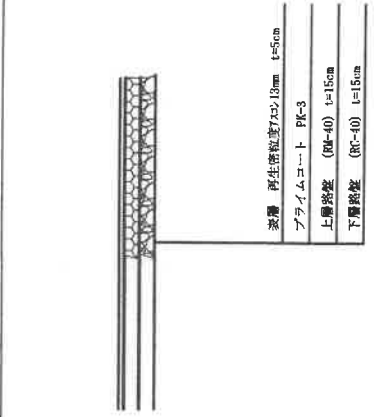
件名	宮古島(7) 保良訓練場磁気探査	図面番号	2 / 3
図名	仕様書・案内図	欄 R	一
			R7.10.



保良訓練場配置図 NON SCALE



アスファルト道路詳細平面図 1/750



アスファルト道路詳細断面図 NS

アスファルト部の表層の撤去方法は監督官と調整すること。  
 アスファルト部については既設のとおり復旧するものとする。  
 マンホールや雨水排水側溝等の工作物については撤去することなく調査を実施すること。  
 掘削残土の残地場所については監督官の指示による。  
 アスファルト部を施工するときは片側通行ができるよう実施すること。  
 掘削深さは経路調査時で1mを基準とし、掘削深さが1.5mを超える場合は崩壊防止のため矢板を設置すること。  
 掘削後、埋め戻しを別日とする場合は敷き鉄板を設置し警告灯を立てる等転落防止処置をとること。

件名	宮古島(7) 保良訓練場磁気調査	図番	3 / 3
図名	配置図	冊	1
宮古警備隊本部第3科		R7.10.	